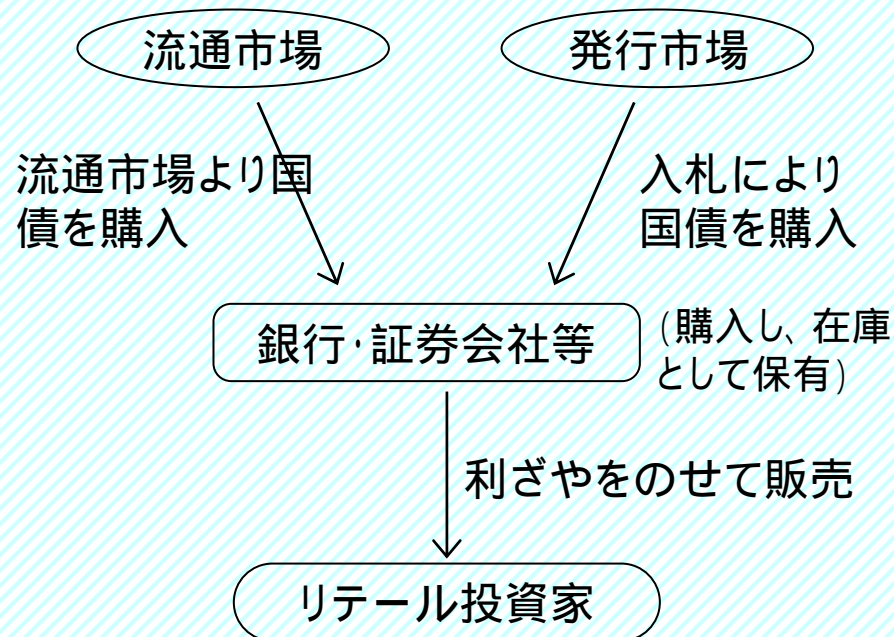


新型窓口販売方式の導入

従来の金融機関等窓口での国債販売

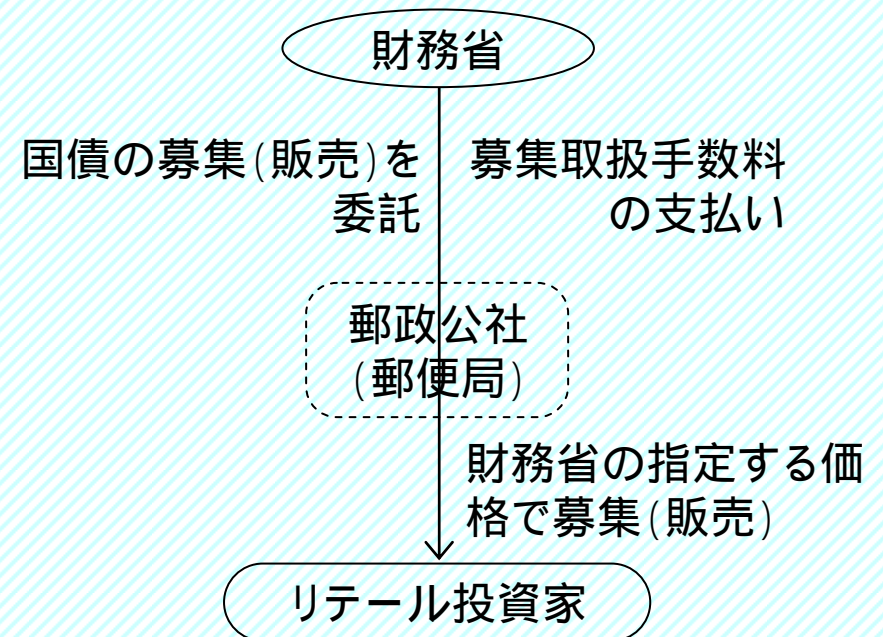
銀行等の窓口販売 (セカンダリー方式)

- 銀行、証券会社等民間金融機関は、一旦自ら取得した国債に利ざやをのせて窓口にて販売



郵便局の窓口販売 (募残引受付募集発行方式)

- 郵政公社は財務省の指定する価格で郵便局窓口にて募集(販売)
- 財務省は募集取扱い手数料を郵便局に支払う

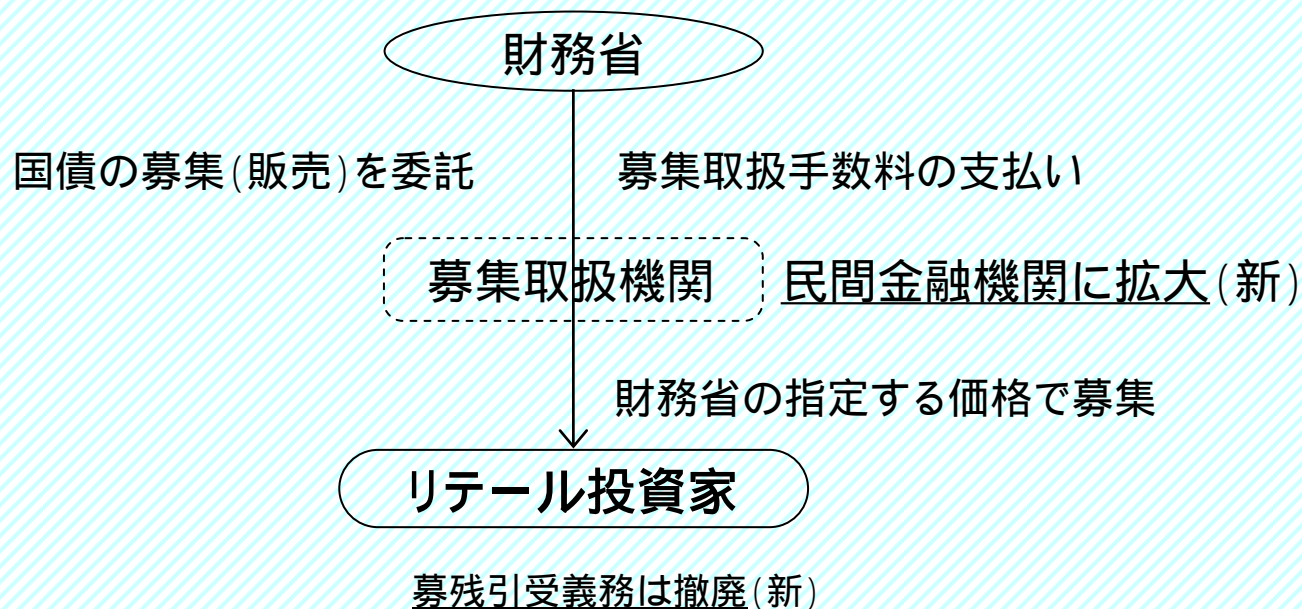


なお、募集額が発行予定額に達しなかった場合は郵政公社が残額を引受

募集発行方式を制度改正のうえ民間金融機関にも拡大 (平成19年度後半予定)

新型窓口販売

- 募集取扱機関は財務省の指定する価格で国債を募集・販売
- 財務省は募集額に応じて各募集取扱機関に手数料を支払う
- 従来の郵便局窓口販売よりも募集期間を抜本的に長期化する(新)



各民間金融機関の判断により、引き続きセカンダリー方式を採用することも可能。

個人向け国債と新型窓口販売の比較

	個人向け国債	新型窓口販売
商品	10年(変動)、5年	10年、5年、2年(一般の利付債)
募集回数	年4回	毎月
募集期間	15営業日前後	対象銘柄の入札日の3営業日後から 最長、翌月発行の2年債の入札日の前営業日まで (2年債ではほぼ1ヶ月間)
購入価格	額面	市場実勢および募集取扱手数料の 水準等を勘案して財務省が決定
中途換金	1年又は2年以降、額面による中途換金可 ただし、中途換金手数料あり	時価による売却
販売機関	郵便局、民間金融機関	同左
手数料	100円につき50銭	100円につき10年債20銭、 5年債15銭、2年債10銭